

平成30年8月23日

山口県教育委員会会議議案

山口県教育委員会



## 議案

番号	件名	主管課
1	山口県教育委員会表彰規則による表彰について（報告承認）	教育政策課
2	山口県指定無形文化財保持者の追加認定について	社会教育・文化財課
3	山口県いじめ問題調査委員会委員の任命について	学校安全・体育課

議案第1号

山口県教育委員会表彰規則による表彰について(報告承認)

山口県教育委員会表彰規則(昭和61年山口県教育委員会規則第6号)第2条の規定に基づき、平成30年度教育功労者を次のとおり決定したので報告し、承認を求めます。

平成30年(2018年)8月23日

山口県教育委員会  
教育長 浅原 司

永年精勤の部(表彰規則第2条第6号)

所属名	職名	氏名	勤務年数	備考
山口市立 二島中学校	教諭	小野 幹雄	34年	平成30年7月19日 死亡退職

表 1 某公司 2010 年 1 月 1 日资产负债表

资产	负债及所有者权益	金额	金额	金额
流动资产	流动负债	1000	500	500
非流动资产	非流动负债	2000	1000	1000
所有者权益				2000
总资产	总负债及所有者权益	3000	3000	3000

議案第2号

山口県指定無形文化財保持者の追加認定について

山口県文化財保護条例（昭和40年山口県条例第10号）第26条第5項の規定に基づき、別紙の者を山口県指定無形文化財の保持者として追加認定する。

平成30年（2018年）8月23日

山口県教育委員会

(別紙)

○ 山口県無形文化財保持者の追加認定について

名称	氏名	雅号	生年月日	住所
萩焼	やまと ゆうじ 大和 祐二		昭和 21 年 9 月 6 日	山口市宮野上 111 番地
萩焼	しんじょう さだつぐ 新庄 貞嗣		昭和 25 年 11 月 18 日	長門市深川湯本 1480 番地
赤間硯	ひえだ としお 日枝 敏夫	ぎよくほう 玉峯	昭和 21 年 10 月 2 日	宇部市大字西万倉 793 番地

平成30年8月9日

山口県教育委員会 様

山口県文化財保護審議会  
会長 田中 誠



山口県指定無形文化財保持者の追加認定について（答申）

平成30年（2018年）7月20日付け平30教社文第719号で諮問のありました標記のことについて、下記の者を山口県指定無形文化財保持者として追加認定することが適当であると認めます。

記

山口県指定無形文化財（工芸技術）萩焼 大和祐二、新庄貞嗣

山口県指定無形文化財（工芸技術）赤間硯 日枝敏夫

はぎやき やまとゆうじ  
『萩焼・大和祐二（追加認定）』の概要

1 種 別 無形文化財（工芸技術）

2 名 称 萩焼

3 指定年月日 昭和47年6月6日

4 追加認定者名等

大和 祐二 昭和21年9月6日生まれ（71歳）

山口市宮野上111番地

5 概 要

萩焼は、萩藩主毛利氏の御用窯として現萩市松本に開窯されたものを起源として、その技術は今日まで連綿として受け継がれ、とりわけ茶陶界での評価は「一楽二萩三唐津」といわれるように高いものがある。

すでに、山口県指定無形文化財「萩焼」の保持者には、大和保男（山口市、昭和8年生まれ、昭和63年認定）・野坂康起（萩市、昭和6年生まれ、平成14年認定）・波多野善藏（萩市、昭和17年生まれ、平成14年認定）・岡田裕（萩市、昭和21年生まれ、平成18年認定）・坂倉正治（長門市、昭和24年生まれ、平成25年認定）の5人がいる。

大和祐二は、明治25年（1892）に萩から山口へ転住し、松緑焼（宮野焼）を興して現在の山口萩焼の礎を築いた大和作太郎の曾孫にあたり、その窯を後継してのちに分流した三兄弟のうち五男の吉孝（明治23年（1890）～昭和45年（1970））の家系に生まれ育った。

曾祖父の作太郎、祖父の吉孝、父の誠（二代吉孝、大正5年（1916）～昭和55年（1980））と受け継がれてきた、山口萩焼の伝統的な工芸技術を体得したうえで、在来の製陶工程を堅持しつつ、技術に合理的改良を重ねて独自の造形的洗練を追求している。

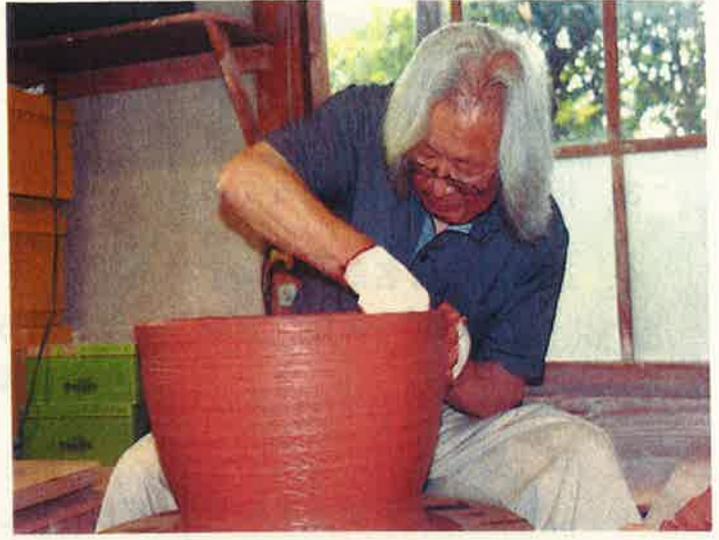
熟練の轆轤捌きによる鋭敏なアウトラインを示す器形の立ち上げや、大道士と見島土を混合した素地土および土灰釉または藁灰釉といった萩焼の伝統素材の取扱いと、御本など釉景色の仄かな明るさで魅せる抑制的な装飾は、他者の追従できない高い技術力と繊細な感覚をかたちにする卓越した造形力の証左である。

平成20年山口県選奨を受賞。平成28年からは日本工芸会山口支部常任幹事に就任して伝統工芸の発展に寄与している。

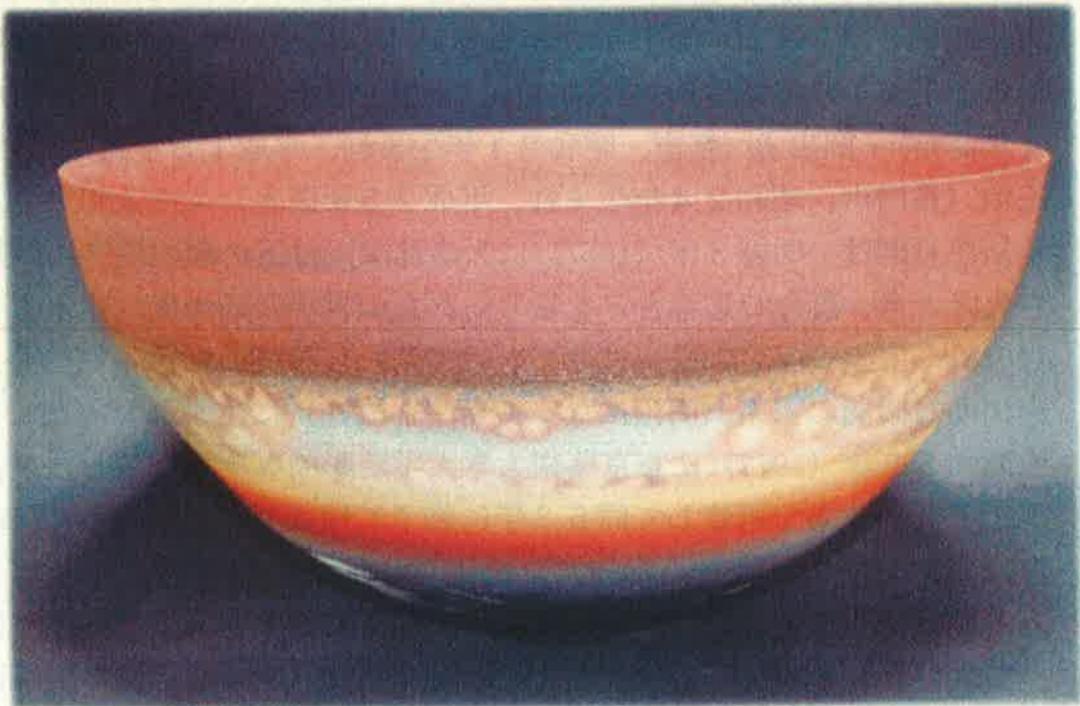
やまとゆうじ  
大和祐二と代表作品



やまと ゆうじ  
大和 祐二



作陶風景



ようへんかけわけはち  
窯変掛分け鉢

(第64回日本伝統工芸展入選)

『萩焼・新庄貞嗣（追加認定）』の概要

- 1 種 別 無形文化財（工芸技術）
- 2 名 称 萩焼
- 3 指定年月日 昭和47年6月6日
- 4 追加認定者名等  
新庄 貞嗣 昭和25年11月18日生まれ（67歳）  
長門市深川湯本1480番地

5 概 要

萩焼は、萩藩主毛利氏の御用窯として現萩市松本に開窯されたものを起源として、その技術は今日まで連綿として受け継がれ、とりわけ茶陶界での評価は「一楽二萩三唐津」といわれるように高いものがある。

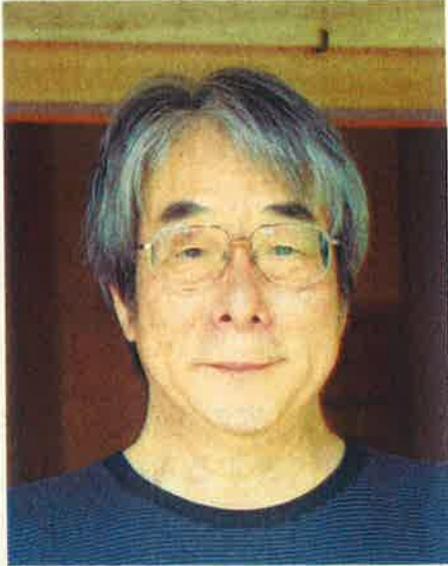
すでに、山口県指定無形文化財「萩焼」の保持者には、大和保男（山口市、昭和8年生まれ、昭和63年認定）・野坂康起（萩市、昭和6年生まれ、平成14年認定）・波多野善藏（萩市、昭和17年生まれ、平成14年認定）・岡田裕（萩市、昭和21年生まれ、平成18年認定）・坂倉正治（長門市、昭和24年生まれ、平成25年認定）の5人がいる。

新庄貞嗣は、明暦3年（1657）に大津郡深川村三ノ瀬の焼物所が新設されたとき、藩命で惣都合メを任じられた山村平四郎光俊（寛永15年（1638）～宝永6年（1709））にしたがって萩から移住した弟子筋の一人、赤川助右衛門の家系（明治になって新庄と改姓）に生まれ育った。

昭和52年（1977）に東京藝術大学大学院彫刻専攻を修了した後、京都市工業試験場で研修して同53年に修了し帰郷した。同58年（1983）には日本工芸会正会員となった。当初は、圧倒的な量塊感を追求した陶管や、空間表現を器物の造形に取り込んだ台鉢など、彫刻的視点に立った大型作品を集中して制作していたが、平成以降は深川焼の伝統性を喚起する茶陶の制作を研究し、ことに簡潔な輪形の茶碗に優れた作例が多く、茶人のみならず陶芸愛好家や研究者の声価も高い。

平成17年山口県選奨を受賞。平成24年から日本工芸会山口支部常任幹事、平成28年からは幹事長に就任するとともに日本工芸会理事に就任して伝統工芸の発展に寄与している。

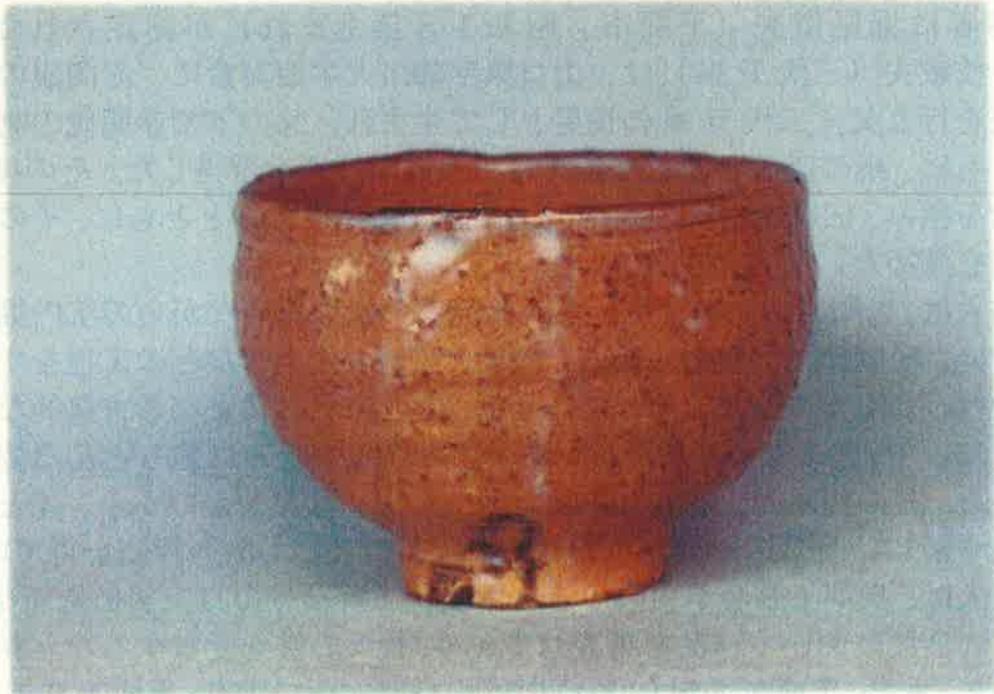
しんじょうさだつぐ  
新庄貞嗣と代表作品



しんじょう さだつぐ  
新庄 貞嗣



作陶風景



萩茶碗

(第 64 回日本伝統工芸展入選)

あかますずり ひえだとしお  
『赤間硯・日枝敏夫（追加認定）』の概要

- 1 種 別 無形文化財（工芸技術）
- 2 名 称 赤間硯
- 3 指定年月日 平成14年3月26日
- 4 追加認定者名等  
日枝 敏夫 昭和21年10月2日生まれ（71歳）  
雅号・玉峯<sup>ぎよくほう</sup> 宇部市大字西万倉793番地

## 5 概 要

赤間硯の起源は不詳であるが、その歴史はかなり古く、赤みを帯びた紫色の硯（原石は赤色頁岩）としてよく知られ、我が国を代表するものである。硯は、筆墨に頼った時代の必要不可欠な文房具として、江戸時代を頂点に赤間（下関市）や厚狭（山陽小野田市）に多くの硯師（硯屋）を輩出させて盛んに生産され、藩のお抱え細工人となる者もあったが、その後は生活の近代化により急速に衰退し、硯制作者は今や指折り数えるまでに減少している。

赤間硯は、平成14年に山口県指定無形文化財に指定、同年その保持者に堀尾信夫<sup>ほりのおのぶお</sup>（下関市、昭和18年生まれ）が認定された。

日枝敏夫（三代玉峯<sup>ぎよくほう</sup>）は、山口県宇部市大字西万倉に、赤間硯の制作・販売を行う父・二代玉峯<sup>ぎよくほう</sup>の長男として生まれ、父の下で赤間硯の制作技法とともに、硯の原石となる赤色頁岩の採取の技術を習得した。その後、更に研鑽を積み、伝統的な硯の制作技法を高度に体得するとともに、その表現の研究を深めた。

同人は、赤間硯において用いられる原石の採取を昔ながらの坑内掘りで自ら行い、硯制作に必要な、採石、加工、研磨、仕上げなどの工程をすべて一人で行うことができる。そして作品は、陸と海が必然となる古典的な硯の造形において、重厚でありながらシャープな稜線を巧みに取り込んだ姿を見せている。その作風は、基本を踏まえつつも柔軟な発想がひかり、陸と海が創り出す新しい硯の造形世界を切り拓いたものとして高い評価を得ている。

同人は、日本工芸会が主催する日本伝統工芸展や山口支部伝統新作展、諸工芸部会展において作品を発表しており、数々の賞を受賞するなど評価を得ている。また、平成13年（2001）には山口県文化功労賞、平成19年（2007）には山口県選奨を受賞するとともに、第61回と第64回日本伝統工芸展で鑑査委員を務めるなど、後進の指導・育成にも尽力している。

ひえだとしお  
日枝敏夫と代表作品



ひえだ としお  
日枝 敏夫



作硯風景



ちょうほうけん  
長方硯

(第 50 回日本伝統工芸展奨励賞)

議案第3号

山口県いじめ問題調査委員会委員の任命について

山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（平成26年山口県条例第27号）第2条第3項の規定に基づき、山口県いじめ問題調査委員会の委員を別紙のとおり任命する。

平成30年（2018年）8月23日

山口県教育委員会

山口県いじめ問題調査委員会委員(案)

【委員】

	氏名	所属・役職名等	区分	推薦・団体・略歴等	備考
1	かすが ゆみ 春日由美	山口大学教育学部 准教授	学識経験者	山口大学教育学部推薦 専門「臨床心理学」「生涯発達心理学」 山口中央高校・山口市立白石中学校分教室 スクールカウンセラー	新任
	たなべ としあき 田邊敏明	山口大学教育学部 教授	学識経験者	山口大学教育学部推薦 専門「教育心理学」「臨床心理学」 防府市立佐波小・中学校 スクールカウンセラー	前任
2	なかしま よしひで 中嶋善英	中嶋法律事務所	弁護士	山口県弁護士会推薦 山口県弁護士会子どもの権利委員会委員長 山口県FRアドバイザー	新任
	やまだ たかゆき 山田貴之	中坪法律事務所	弁護士	山口県弁護士会推薦 山口県弁護士会子どもの権利委員会委員 山口県FRアドバイザー	前任
3	ふじもと としふみ 藤本俊文	藤本循環器科内科 院長	医師	山口県医師会推薦 山口県医師会常任理事 岩国市立中洋小学校校医	再任
4	ほりえ ひでのり 堀江秀紀	山口県臨床心理士会	臨床心理士	山口県臨床心理士会推薦 山口県立大学講師 元山口県岩国児童相談所所長	新任
	おおいし ゆきこ 大石由起子	山口県立大学社会福祉学部 准教授	臨床心理士	山口県臨床心理士会推薦 専門「不登校臨床」「ピュアカウンセリング」 山口県青少年問題協議会委員	前任
5	いけなが やすのり 池永泰典	山口県社会福祉士会	社会福祉士	山口県社会福祉士会推薦 山口県FRアドバイザー	再任
6	くさだ かずえ 草田和枝	山口県人権擁護委員連合会 会長	人権擁護委員	山口県人権擁護委員連合会推薦 山口県FRアドバイザー 山口県人権施策推進審議会委員	新任
	はしもと ともこ 橋本朋子	山口県精神保健福祉士協会	精神保健福祉士	山口県精神保健福祉士協会推薦 山口県FRアドバイザー	前任

※ 委員数6名、任期2年 [平成30年9月1日～平成32年8月31日]

## 山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例（原文縦書き）

### （山口県いじめ問題対策協議会）

第一条 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、山口県いじめ問題対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、山口県教育委員会及び学校、市町の教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察その他の山口県教育委員会（以下単に「教育委員会」という。）が指定するいじめの防止等（法第一条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

### （山口県いじめ問題調査委員会）

第二条 いじめの防止等のための対策に関する重要事項についての調査及び審議並びに県立学校において発生した法第二十八条第一項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査に関する事務を行わせるため、教育委員会の附属機関として、山口県いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

- 2 調査委員会は、委員九人以内で組織する。
- 3 前項の委員は、学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。
- 4 前三項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### （山口県いじめ調査検証委員会）

第三条 法第二十八条第一項の規定による調査の結果（法第三十条第一項又は法第三十一条第一項の規定により知事に報告された重大事態に係るものに限る。）いじめ調査検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

- 2 検証委員会は、委員五人以内で組織する。
- 3 前項の委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 前三項に定めるもののほか、検証委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

山口県いじめ問題調査委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県いじめ問題対策協議会等の設置に関する条例(平成二十六年山口県条例第二十七号)第二条第四項の規定に基づき、山口県いじめ問題調査委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため臨時に任命された委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長各一人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第五条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議に準用する。

7 委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

(秘密保持義務)

第六条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、教育庁学校安全・体育課において処理する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



# 報告事項

番号	件 名	主 管 課
1	平成31年度(2019年度)山口県立学校職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者選考試験の実施について	教 職 員 課
2	平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について ※別冊資料	義 務 教 育 課

報告事項	担当課	担当職員	報告日	備考
平成31年度(2019年度)山口県立学校職員(実習助手・寄宿舎指導員)採用候補者選考試験の実施について	教職員課	佐藤 隆夫	10月15日	
平成30年度全国学力・学習状況調査の結果について ※別冊資料	義務教育課	佐藤 隆夫	10月15日	

平成31年度（2019年度）山口県立学校職員（実習助手・  
寄宿舍指導員）採用候補者選考試験の実施について

教職員課

1 選考区分、志願区分、採用見込者数及び職務の概要

職種	選考区分	志願区分	採用見込者数	職務の概要	
実習助手	一般選考	普通教科	3人程度	普通教科の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。	
		農業	生産系	1人程度	農業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
			土木造園林業系	1人程度	
		工業	機械系	2人程度	工業の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
			電気系	1人程度	
			化学工業系	1人程度	
		土木建築系	1人程度		
	看護	1人程度	看護の実験又は実習について、教諭の職務を助ける。		
	身体障害者を対象とした選考	一般選考の志願区分と同じ	1人程度	一般選考の「職務の概要」と同じ	
寄宿舍指導員			1人程度	特別支援学校の寄宿舍における児童、生徒の日常生活上の世話及び生活指導（食事、入浴等日常生活全般に関わる指導）に従事する。（夜間勤務有り。）	

2 受験資格

昭和44年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者  
実習助手（農業・工業・看護）については、別に資格要件が必要

3 志願書類等の受付期間

平成30年9月5日（水）から9月26日（水）まで

4 試験の期日・場所

- (1) 期日 平成30年10月28日（日）
- (2) 場所 山口県セミナーパーク

5 試験の内容

- (1) 実習助手（普通教科）・寄宿舍指導員  
教養試験、小論文、面接、適性検査
- (2) 実習助手（農業・工業・看護）  
教養試験、専門教科試験、面接、適性検査

6 採用候補者名簿登載予定者の発表等

- (1) 日時 平成30年11月22日（木）午前9時
- (2) 内容 採用候補者名簿登載予定者の受験番号を掲載
- (3) 場所 山口県庁エントランスホール  
山口県教育委員会の教職員課のホームページ

# 協議事項

番号	件名	主管課
1	山口県特別支援教育推進計画（素案）について	特別支援教育推進室

## 協議事項の概要

（昭和57年4月10日）山口県教育委員会から、山口県特別支援教育推進計画（素案）について、協議の要ありとの連絡があった。同案は、山口県特別支援教育推進計画（素案）として、山口県教育委員会から、山口県特別支援教育推進室へ送付された。

（昭和57年4月10日）山口県教育委員会から、山口県特別支援教育推進計画（素案）について、協議の要ありとの連絡があった。同案は、山口県特別支援教育推進室へ送付された。

（昭和57年4月10日）山口県教育委員会から、山口県特別支援教育推進計画（素案）について、協議の要ありとの連絡があった。同案は、山口県特別支援教育推進室へ送付された。

項目	期	日	時	分	分	分	分	分	分	分	分	分
協議事項												
協議事項												
協議事項												

## 協議事項の経過

山口県特別支援教育推進室は、山口県特別支援教育推進計画（素案）について、山口県教育委員会から、山口県特別支援教育推進室へ送付された。同案は、山口県特別支援教育推進室で検討され、山口県特別支援教育推進室から、山口県教育委員会へ送付された。

## 協議事項の結果

山口県特別支援教育推進室は、山口県特別支援教育推進計画（素案）について、山口県教育委員会から、山口県特別支援教育推進室へ送付された。同案は、山口県特別支援教育推進室で検討され、山口県特別支援教育推進室から、山口県教育委員会へ送付された。

## 協議事項の今後の取組

山口県特別支援教育推進室は、山口県特別支援教育推進計画（素案）について、山口県教育委員会から、山口県特別支援教育推進室へ送付された。同案は、山口県特別支援教育推進室で検討され、山口県特別支援教育推進室から、山口県教育委員会へ送付された。

## 山口県特別支援教育推進計画の素案について（概要）

### 1 これまでの計画の位置づけ及び作成の経緯

#### ◎山口県特別支援教育ビジョン 〈H18～H29 年度〉

目標 「一人ひとりの生きる力を高めて、自立・社会参加を支える、心ふれあう教育の実現」

- 山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第1期）〈H18～H22 年度〉  
目 標 「地域で支え、育ち合う特別支援教育の推進」
- 山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）〈H23～H29 年度〉  
目 標 「みんなの心がつながる特別支援教育の推進」



### 2 推進計画作成の趣旨

本計画は、「(次期)山口県教育振興基本計画」を上位計画として、これまでの「実行計画(第2期)」の成果や課題、山口県特別支援教育推進協議会における意見等を踏まえ、平成30年度から5年間で重点的に取り組む項目を具体的に示すとともに、計画的に施策を進めるために作成をする。

### 3 推進計画作成の方針

本計画は、「地域で生きる」「自立と社会参加」といったこれまでの計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、「インクルーシブ教育システムの構築」「共生社会の実現」等、教育や社会を取り巻く状況の変化や新たな課題に適切に対応するため、「(次期)山口県教育振興基本計画」に示す今後の方向性をより明確化するとともに、主として教育内容の充実・発展に重点を置いて、具体的な取組の内容や実施時期(重点プログラム)を示すものとして作成した。

### 4 山口県特別支援教育推進協議会における審議過程及び主な意見・提言等

本計画の作成に当たっては、平成28年度 第2回 山口県特別支援教育推進協議会から審議を開始し、様々な立場からの意見、提言等を参酌し作成した。

## 【審議過程】

### 平成28年度第2回 (H29. 2. 9)

- ・次期計画のプロット（項立て）について

### 平成29年度第1回 (H29. 6. 1)

- ・第2期実行計画の取組状況と課題について
- ・次期計画の策定までのスケジュール・取組項目について

### 平成29年度第2回 (H29. 10. 3)

- ・次期計画の目標及び方向性について
- ・次期計画の骨子（目標、方向性、構成、取組項目）について

### 平成30年度第1回 (H30. 7. 5)

- ・山口県特別支援教育推進計画の素案について  
第2期実行計画の取組状況、成果及び課題の確認  
計画の位置づけ、推進の目標、項目・内容の確認

## 【主な意見・提言等】

### <推進計画の実施に向けた方向性、本県と特別支援教育の推進目標について>

- 「伸ばし」「支え」「広げる」は、「支え」が最初ではないか。
- 「自立」をどうとらえるのか。文言の説明を付けてほしい。
- 国や県の最新の動向が反映された計画にするとよい。

### <総合支援学校における教育の充実について>

- 自閉症の表記について検討してほしい。（医療では「自閉症スペクトラム」を使用）
- 障害に応じた指導の充実に取り組んでほしい。
- 高度な専門性の確保と継承を望む。（自閉症、視覚障害、聴覚障害）

### <高等学校等における特別支援教育の充実について>

- 高等学校等における通級による指導の充実を計画に盛り込んでほしい。
- 高等学校等の支援に専門性の高い教員の配置を希望する。期待している。

### <小・中学校における特別支援教育の充実について>

- コミュニティ・スクールの仕組みを活用すると、できることが多いのではないか。
- 通級による指導への専門性のある教員の確保、支援をお願いしたい。
- 個別の教育支援計画、指導計画の作成・活用が大切である。

### <早期からの切れ目ない支援体制の充実について>

- 幼稚園に入る前に母子通園を行っていたので入園前から体制が整えられていた。相談支援事業所をもっと活用すれば、スムーズな支援につながるのではないか。
- その子に応じた、幼稚園・保育所と小学校が一貫した支援を期待する。

### <特別支援教育を推進する体制の充実について>

- 障害のある生徒への高等学校でのキャリア教育・職業教育が十分ではない。進路実現のために、しっかりと取り組んでほしい。
- 特別支援学校教諭免許状の保有率の向上を願う。
- 障害者スポーツの充実に取り組んでほしい。社会性の育成に役立つ。
- 医療、福祉、労働等との連携・協力、協働が重要である。

## 5 計画の構成

### ■二部構成

第1部 「推進計画」の位置付け及び「ビジョン実行計画（第2期）」の取組状況

第2部 「推進計画」による本県特別支援教育の充実・発展

資料編 <統計データ> <用語解説>

■推進計画取組項目（※推進計画大項目は、「山口県教育振興基本計画」に示す項目と同じ。）



## 6 山口県特別支援教育推進計画 内容概略

### (1) 第1部「推進計画」の位置付け及び「ビジョン実行計画(第2期)」の取組状況

#### 【Ⅱ「山口県特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)」課題】

##### 基本的取組1-1 <総合支援学校における教育の充実>

- ・ 幼児児童生徒の多様な教育的ニーズに応じた教育課程の編成及び指導や支援の内容・方法の一層の改善・充実
- ・ 障害のある児童生徒の自己有用感を育て、多様な進路希望に対応する、将来を見通した、早期からのキャリア教育の一層の推進及び職業教育の更なる充実
- ・ 医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して豊かに学校生活を送ることができる体制の整備
- ・ 老朽化した施設の改修や設備の更新、障害の特性に応じた施設・設備や教材の整備等、総合支援学校の教育環境の充実

##### 基本的取組1-2 <県立高等学校等における特別支援教育の充実>

- ・ 全ての教職員の発達障害等への理解の促進と全校体制による支援の充実
- ・ 特別支援教育の視点を取り入れた授業改善等による、高等学校段階での適切な指導や支援方法の確立
- ・ 特別な教育的な支援を必要とする生徒の「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用
- ・ 就労・進学先における継続した支援の充実に向けた、中学校や労働機関・高等教育機関等との連携強化

##### 基本的取組2 <市町立幼稚園、小・中学校における特別支援教育の充実>

- ・ 校内委員会や事例検討会の定期的な開催や機能の充実、特別支援教育推進の中心的役割を担う校内コーディネーターの専門性の一層の向上
- ・ 特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用の更なる促進
- ・ 全ての教員の特別支援教育の視点を踏まえた学習指導、生徒指導、教育相談等の実践の蓄積と普及
- ・ 特別支援学級や通級指導教室の児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の編成や自立活動の実践
- ・ 地域や学校の実情を踏まえた特別支援学級や通級指導教室の設置・運営の助言

##### 基本的取組3 <地域における相談支援の充実>

- ・ インクルーシブ教育システム構築に向けた多様な学びの場の整備や就学前から就労・進学先までの一貫した継続的な相談支援の充実に向けた、県と市町、関係機関等との相互連携の在り方の検討
- ・ 障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の相互理解を深める交流及び共同学習の量的・質的な充実
- ・ 障害のある幼児児童生徒が自立と社会参加をめざす「共生社会」の実現に積極的に参画することのできる人づくり

##### 基本的取組4 <教職員の専門性の向上>

- ・ 管理職をはじめ、通常の学級の担任を含む全教員の障害や障害者理解と特別支援教育の視点を取り入れた学習指導、生徒指導、学級経営等の実践の促進
- ・ 総合支援学校教員及び特別支援学級担任、通級による指導の担当それぞれに求められる専門性の確保と継承
- ・ 総合支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率の向上と、特別支援学級担任や通級による指導担当等の免許状取得の促進
- ・ 特別支援教育の中核となる教員の育成、総合支援学校と小・中・高等学校間の人事交流の促進、小・中学校教員の総合支援学校における研修を主目的とする研修交流や特別支援学級等の経験及び、専門的な研修を受けてきた教員の適切な配置

(2) 第2部「推進計画」による本県特別支援教育の充実・発展

【Ⅲ 「山口県特別支援教育推進計画」による本県特別支援教育の充実・発展】

**本県特別支援教育の推進目標**

山口県の教育目標

「未来を拓く たくましい『やまぐちっ子』の育成」

やまぐちっ子のすがた

- ・ 高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人
- ・ 知・徳・体の調和のとれた生きる力を身に付けるとともに、他者と協働しながら力強く生きていく人
- ・ 郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

**「伸ばし」、「支え」、「広がる」特別支援教育の推進**

伸ばす

思いや願い  
を実現する  
【高い志、挑戦】

広げる

個性を伸ばす  
可能性を高める  
【生きる力】

人や地域との絆  
を強める  
【社会への参画】

支える

障害のある特別な教育的支援を必要する幼児児童生徒の  
「自立と社会参加」の実現

**共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築**

【推進計画を進めるに当たって】

- 「(次期)山口県教育振興基本計画」に示す取組を、推進計画の柱(施策の柱)とし、本県特別支援教育の充実・発展に向けた取組を計画的・具体的に進める。
- 国の動向や県の状況の変化に応じて、計画を適宜見直すとともに、その結果を、年度ごとに作成する「山口県教育推進の手引」に反映し、推進計画に示す目標の実現を図ります。

(3) 第2部「推進計画」による本県特別支援教育の充実・発展

【IV 本県特別支援教育の充実・発展に向けた取組】

1 総合支援学校における教育の充実

(1) 一人ひとりの教育的ニーズに応える教育内容等の充実

①視覚障害教育・聴覚障害教育・肢体不自由教育・病弱教育の充実

②知的障害教育の充実

障害の状態、発達段階等を考慮した各教科の指導内容等の充実に向けた取組

③障害の重度・重複化、多様化に対応できる教育の充実

自閉症のある児童生徒の教育の充実、自立活動の指導の工夫改善、医療的ケアの充実

(2) キャリア教育・職業教育の推進

小学部段階からのキャリア教育、高等部段階での職業教育を充実する取組

(3) 特別支援教育センター等による相談支援の充実

センター、サブセンター間の連携強化、各学校の多様なニーズに対応できる相談支援体制の充実・強化

(4) 教育環境の整備促進

身近な地域で地域の実情に応じてより専門的な教育を受けることのできる仕組みの検討、老朽改修等、安心安全な教育環境の整備

2 高等学校等における特別支援教育の充実

(1) 全校体制による指導・支援の充実

全ての教職員の発達障害等への理解の促進、きめ細かな相談支援体制の整備

(2) 特別支援教育の視点を取り入れた指導・支援の充実

個別の指導計画の作成、分かる授業の展開、安心して過ごしやすい学習環境に関する実践事例の普及

(3) 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成と活用

各計画の活用による、中学校との連携強化、企業や大学などの進路先への情報の引継ぎなど、切れ目のない特別支援教育の充実

(4) 通級による指導の充実

通級による指導をはじめとした高等学校等における特別支援教育の推進

### 3 小・中学校における特別支援教育の充実

#### (1) 校内体制の機能強化

管理職のリーダーシップの発揮、全校体制の指導支援体制の充実

#### (2) 特別支援教育の視点を取り入れた授業改善・学級経営

特別支援教育の視点を取り入れた学習指導、学級経営の実践、二次的な障害の未然防止に向けた取組の推進

#### (3) 「個別の指導計画」、 「個別の教育支援計画」 の作成と活用

個別の指導計画、教育支援計画に基づいた適切な指導支援、評価の改善、進級・進学時での確実な引継ぎへの取組の推進

#### (4) 特別支援学級、通級による指導の充実

特別支援学級、通級による指導対象児童生徒の教育的ニーズに応じた教育課程の編成・実施、自立活動の充実に向けた取組の推進

#### (5) 市町教育委員会との役割分担と連携強化

県教育委員会と市町教育委員会との役割分担の明確化・連携強化

### 4 早期からの切れ目ない支援体制の充実

#### (1) 医療・保健・福祉等と連携した早期からの支援体制の充実

総合支援学校、市町教委、関係機関等との連携による早期からの教育相談、支援体制の充実

#### (2) 幼稚園、保育所等における相談支援の充実

個別の指導計画、教育支援計画の作成・活用の促進、早期からの一貫した指導支援の充実

#### (3) 卒業後の生活への円滑な移行を支援する体制の充実

労働関係機関、進路先と連携した取組の推進、スポーツ、芸術活動等を通じた余暇活動の充実

#### (4) 市町教育委員会との役割分担と連携強化

県教育委員会と市町教育委員会との役割分担の明確化・連携強化

## 5 特別支援教育を推進する体制の充実

### (1) 教職員の専門性の向上

すべての教職員の特別支援教育の実践力の向上と校種間の連携強化

### (2) 交流及び共同学習の推進

共同学習、交流活動の活性化による、学校における「心のバリアフリー」の教育の展開、交流活動等の好事例の普及

### (3) 障害者理解の促進

コミュニティ・スクールの仕組みを生かした、地域の方の障害及び障害のある子どもたち等への理解促進

### (4) スポーツ・芸術活動の推進

障害者スポーツの楽しさ、障害のある児童生徒等の芸術作品の素晴らしさの普及、心触れ合う機会の充実

### (5) 地域におけるネットワークの充実

ふれあい教育センター、特別支援教育センター、サブセンターの一層の機能充実、学校、家庭、地域、医療、福祉、労働等との連携協力の一層の強化

### (6) 総合支援学校コミュニティ・スクールの取組の充実

コミュニティ・スクールの仕組みを生かした、自立し社会参加できる共生社会の実現に向けた取組の推進、社会総ががりによる特別支援教育の充実

## 7 今後のスケジュール

年 月		内 容
平成 30 年	7月	○第1回山口県特別支援教育推進協議会（7/5） 【推進計画の概要・素案についての審議】
	8月	○教育委員会会議（8/23） ○パブリックコメントの実施（8月下旬から9月下旬）
	9月	○文教警察委員会
	10月	○パブリックコメントの集約（10月上旬） ○第2回山口県特別支援教育推進協議会（10/19）
	11月 ～	○教育委員会会議 ○文教警察委員会
	12月	○公表（予定）

平成30年度山口県特別支援教育推進協議会委員

区分	所 属	氏 名
有 識 者	山口大学教育学部 教授 (副学部長)	【会 長】松 田 信 夫
	たはらクリニック 院長 (小児科医師)	【副会長】田 原 卓 浩
	山口大学教育学部 教授	【副会長】松 岡 勝 彦
保 護 者	山口県PTA連合会 代表 (理事)	前 田 亜 樹
	NPO法人山口県自閉症協会 代表 (事務局)	海 老 京 子
	山口県LD親の会「ほっぺ」 代表 (顧問)	西 川 浩 子
	山口県立特別支援学校PTA連合会 代表 (会長)	山 本 厚 子
関 係 機 関	山口労働局職業安定部職業対策課 課長	内 藤 博 之
	山口県社会福祉協議会 常務理事	澤 村 有利生
	山口県視覚障害者団体連合会 副会長	安 田 和 正
	山口県聴覚障害者福祉協会 理事	柴 田 すみ子
	山口県障害者スポーツ協会 会長	藤 田 英 二
	山口県発達障害者支援センターまっぷ センター長	岡 村 隆 弘
	山口県手をつなぐ育成会 地域福祉部会 副部会長	坪 井 昌 江
	(株)モノプライズ 取締役	上 松 真由美
教 育 行 政	周南市教育委員会教育長	中 馬 好 行
	宇部市教育委員会教育支援課 課長	古 富 まゆみ
学校関係	山口県特別支援学校長会 代表	嬉 真里子

## ⑪ 特別支援教育の推進

### 【現状と課題】

障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けては、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導や支援を、より身近な地域で受けられるようにしていく必要があります。

本県では、『山口県特別支援教育ビジョン』及び実行計画に基づき、各学校等の基礎的な体制を整備するとともに、地域の特別支援教育の中核的役割を担う特別支援教育センター\*等を設置するなど、地域におけるきめ細かな相談支援体制を構築してきました。

また、各学校等では、個別の教育支援計画\*や個別の指導計画\*の作成、校内委員会や事例検討の実施など、障害のある幼児児童生徒への適切な指導支援の充実に努めています。

しかしながら、障害のある幼児児童生徒が、将来の夢や希望、思いや願いを実現できるよう、個性や可能性を最大限に伸ばして、より主体的、積極的に地域や社会に参画していくためには、特別支援教育の質の更なる向上が不可欠です。

さらに、共生社会の実現には、障害のある人とない人が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム\*の構築や、教育と福祉・保健・医療・労働等が連携した切れ目のない支援体制づくりを推進するとともに、広く県民に障害及び障害のある人への一層の理解を促進することが重要です。

### 【今後の方向性】

『山口県特別支援教育ビジョン』（第2期実行計画：平成23年度～平成29年度）に基づき構築・充実を進めてきた各学校及び地域の支援体制の更なる質の向上により、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を加速化します。

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が、きめ細かな指導や切れ目のない支援により、自己のもつ力や可能性を最大限に伸ばし、自立・社会参加ができる教育の一層の充実に努めます。

また、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が、より身近な地域で適切な指導や必要な支援を受けるとともに、すべての幼児児童生徒が、共に学び、支え合い、地域社会の一員として心豊かに成長できる体制の整備を図ります。

県教育委員会は、社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、障害のある人もない人も相互に尊重し、支え合いながら活躍できる共生社会の実現に向けて、「心のバリアフリー」の推進とともに本県特別支援教育の更なる充実・発展をめざします。



\*個別の教育支援計画：幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した長期的な視点で、福祉、保健、医療、労働等の関係機関が連携して教育的支援を行うために作成する計画

\*特別支援教育センター：7支援地域の拠点となる総合支援学校に設置し、医療、保健、福祉、労働等の関係機関やサブセンターと連携し、地域の小・中学校等へのきめ細かな相談支援を行う。

\*インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み（障害者の権利に関する条約第24条）

## 【主な取組】

### ■ 特別支援学校における教育の充実

障害の多様化に応じた弾力的な教育課程の編成や個別の指導計画を活用した授業改善、山口県特別支援学校技能検定「きらめき検定」の実施や新たな職業学科の設置等によるキャリア教育などの充実に取り組みます。また、外部専門家の活用等により医療的ケアを必要とする児童生徒をはじめ、障害が重度の児童生徒の教育の充実を図るとともに、総合支援学校間の連携強化やより身近な地域で専門的な教育が受けられる体制づくりに努め、総合支援学校における教育の質の向上を図ります。

### ■ 高等学校等における特別支援教育の充実

校内委員会の活性化や校内コーディネーターの専門性向上、教職員の特別支援教育への理解を一層深め、全校による指導・支援体制の整備を進めます。また、特別な教育的支援を必要とする生徒への「通級による指導」をはじめとした適切な指導の充実を図るとともに、特別支援教育センター等と連携し、ICT機器を活用した「分かりやすい授業づくり」など、指導方法の工夫・改善を図ります。さらに、関係機関等と連携した進路指導の取組を推進し、高等学校等における特別支援教育の充実に努めます。

### ■ 小・中学校における特別支援教育の充実

個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用の一層の促進、特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級の授業改善、特別支援学級及び通級による指導の適切な設置・運営を進めるとともに、市町教育委員会や特別支援教育センター等と連携した幼稚園等、小・中学校、高等学校間での支援の継続に努め、小・中学校における多様な学びの場の充実と相談支援の実効性の向上を図ります。

### ■ 早期からの切れ目ない支援体制の充実

特別支援学校と市町教育委員会、医療、保健、福祉等が連携した早期からの教育相談の充実に努めます。また、幼稚園等における個別の教育支援計画の作成と活用を通じた関係機関のネットワークによるきめ細かな就学相談に努めるとともに、保護者や教職員の就学や進学等に関する理解を一層促進し、早期からの一貫した支援の充実に努めます。

### ■ 特別支援教育を推進する体制の充実

すべての教職員の特別支援教育の実践力向上の取組を進めるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした交流及び共同学習やスポーツ・レクリエーション活動の推進、特別支援教育フェスティバルや研修会等の開催による地域への「心のバリアフリー」の理解促進などを図り、共生社会の形成に積極的に参画することのできる人づくりに努めます。

## 【主な推進指標】

指標名	現状値	目標値
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職率	95.7% (H28)	100%に近づける (H34)
公立幼・小・中・高校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒についての個別の教育支援計画の作成率	—	100% (H34)
公立幼・小・中・高校における特別な支援を必要とする幼児児童生徒についての個別の指導計画の作成率	—	100% (H34)
義務教育段階から高等学校段階に進学、就職する生徒について、個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎ率	—	100% (H34)

※個別の指導計画：各学校の教育課程や「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえて、各教科等の目標や指導内容・方法、配慮事項等を具体的に示した計画



